第十一条第二項第一号中「又は第二項」の下に「（これらの規定が同条第四項の規定により適用される場合を含む。次項及び第十二条の三第四項において同じ。）」を加え、同項第二号中「又は第二項」を「、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。次条第二項及び第十二条の三第四項第二号において同じ。）」に改める。

第十二条第二項中「第六十八条第一項又は第二項」を「第六十八条第一項、第二項又は第四項」に、「同条第一項又は第二項」を「同条第一項、第二項又は第四項」に改める。

第十二条の三第四項第二号中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定、第十二条第二項の改正規定及び第十二条の三第四項第二号の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第三条及び第三条の三の規定は、この政令の施行の日以後に行うこれらの規定の確認について適用し、同日前に行った改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第三条又は第三条の三の確認については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十三号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十二項」を「第七項」に、「（第五項を除く。）、第四十二条の十一（第五項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二」を「から第四十二条の十二の二まで」に改め、「、第四十二条の十二の五」を削り、「第四十四条の三」の下に「、第四十四条の五」を加え、同条第三号中「第五十五条の六」を「第五十六条」に改め、「、第五十六条（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）」を削り、同条第七号中「第五項を除く。）」を削り、同条第十二号中「第十二項」を「第七項」に、「（第五項を除く。）、第六十八条の十五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三」を「から第六十八条の十五の三まで」に改め、「、第六十八条の十五の六」を削り、「から第六十八条の二十六まで」を「、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改め、同条第十三号中「、第六十八条の四十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）」を削り、同条第十七号中「（第五項を除く。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第二号の改正規定（「、第四十二条の十二の五」を削る部分に限る。）及び同条第十二号の改正規定（「、第六十八条の十五の六」を削る部分に限る。）　平成二十九年四月一日

二　第二条第七号の改正規定及び同条第十七号の改正規定　国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

2　この政令の施行の日から地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条の規定の適用については、同条第二号中「第四十二条の十二の二」とあるのは「第四十二条の十二」と、同条第十二号中「第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「次に掲げる要件のいずれかを満たすこと」を「第一号に掲げる要件（同表の第一号の第四欄に規定する建築物整備事業（第一号ハ及び第七項において「建築物整備事業」という。）のうち地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業として財務省令で定める事業の用に供する建物及びその附属設備にあっては、第二号に掲げる要件）」に改め、同項各号を次のように改める。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　延べ面積が千五百平方メートル以上であること。

ロ　地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。

ハ　建築物整備事業を施行する土地の区域（以下この項において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。次号ロにおいて同じ。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。